ChatGPT

ガバメントAI国産LLM公募結果が企業の知的財産活動における生成AI活用へ与える影響

エグゼクティブサマリー

2026年3月6日、デジタル庁[1]は「ガバメントAIで試用する国内大規模言語モデル（LLM）の公募結果」を公表し、15件の応募から7件を選定した。[2] 本公募は、政府共用AI基盤「源内（GENNAI）」の大規模展開（全府省庁の約18万人規模の利用を想定した実証）と接続しており、行政用途で“実際に運用できる”国内LLMの条件を明文化した点が、民間企業の知財・法務実務に波及し得る。[3]

公募資料から読み取れるシグナルは「国産であること」それ自体よりも、(a) **開発経緯・学習データ法令遵守の説明可能性**、(b) **機密性2情報に耐える運用（ガバメントクラウド上での推論）**、(c) **安全性（ハルシネーション、差別、有害出力等）を比較可能な形で示すこと**、(d) **評価・検証結果の一部公表に同意すること**という“調達・説明責任・監査性”の束である。[4] これは企業の知財活動で、特許出願（新規性・秘密保持・発明者認定）、著作物生成（帰属・侵害・証拠化）、営業秘密管理、ライセンス交渉、M&Aデューデリジェンス、コンプライアンス／保険設計を横断して、**「LLMの選定基準＝知財リスク管理の要件定義」**へ押し上げる効果を持つ。

一方で、公表資料には、モデル別の**ログ保持期間・入力／出力の保存有無・学習への二次利用・補償（indemnity）・責任制限**など、民間で最も揉めやすい条項の確定情報は原則として載っていない（後述のとおり多くは「未記載」）。[4] したがって影響評価は、(楽観)「入力は保存も学習もされず、監査ログは利用者側で統制可能」〜(悲観)「入力・ログが一定期間事業者側に残り、学習・再利用や第三者移転が否定できない」までの複数仮定で設計し、契約・技術・運用で“どの仮定でも致命傷を避ける”構造にする必要がある。[5]

公募結果の一次情報の要点

本節は、デジタル庁の公表ページ／公募要領に基づく「確定事実」と、記載がない事項を「未記載」として切り分ける。[4]

選定モデルと提供事業者

選定は以下の7件である。[6]

選定LLM（公表名称）	提供事業者（公表名称）
tsuzumi 2	NTTデータ[7]
CC Gov-LLM	カスタマークラウド[8]
Llama-3.1-ELYZA-JP-70B	KDDI[9]・ELYZA[10]（共同応募体）
Sarashina2 mini	ソフトバンク[11]
cotomi v3	日本電気[12]

選定LLM（公表名称）	提供事業者（公表名称）
Takane 32B	富士通 [13]
PLaMo 2.0 Prime	Preferred Networks [14]

補足（政府環境との接続）：ガバメントAI「源内」は、2025年時点で海外LLM（例：Amazon Nova、Anthropic Claude等）も利用可能な構成が示されており、今後“国産LLMも追加して実証”という位置づけで読める。[15] 公募結果は「海外モデル排除」ではなく、行政用途に必要な国内モデル育成・評価の制度化として理解するのが実務的である。[3]

利用条件・評価枠組み・想定用途

公表資料（公募結果ページ／公募ページ）から確定できる主な条件は次のとおり。[4]

- **国内で開発されたLLMであること**、開発経緯・体制・独自／派生の別が「具体的に説明可能」であること。[4]
- 行政実務で実用可能な性能を有し、活用場面は**対話型AI（チャット）提供**または**行政実務特化型AIアプリへの組込み**が想定されること。[4]
- デジタル庁作成・当日初開示の**50問の評価テスト**を受験し、結果が優秀であること。[4]
- 海外主要LLMとの比較ベンチマークを提示し、特に**ハルシネーション、バイアス／差別、有害コンテンツ**等の安全性への取組が説明可能で適切であること。[4]
- **学習用データに関する法令遵守の状況が説明可能で適切であること**。[4]
- 政府職員が**機密性2情報**を取り扱えるよう、十分なセキュリティを確保できること（具体的には**ガバメントクラウド上の推論環境で動作**）。[4]
- **2026年度中は無償で試用**できること（ガバメントクラウド／推論費用はデジタル庁負担）。[4]
- 技術支援（情報提供、カスタマイズ等）を行うこと。[4]
- 評価・検証結果の一部公表に同意すること。[4]

企業知財実務の観点で重要なのは、これらが「性能競争」ではなく、**説明可能性（開発・学習データ・安全性）と運用要件（機密性2、ガバメントクラウド）を同時に満たすこと**を求めている点である。[4]

データ利用・保管・ログ方針、セキュリティ／説明責任、ライセンス条項の記載状況

結論から言うと、**公募結果ページ／公募ページ自体には、モデル別の「入力／出力の保存期間」「ログの保持主体」「入力の学習への二次利用禁止条項」等の契約条項レベルの具体は原則として未記載**である（少なくとも公開ページ上では明示されていない）。[4] したがって、影響分析は次の二層で行うのが安全である。

- **層A（政府の共通方針）**：政府が別途公表している生成AIの調達・利活用ガイドライン群により、ログ取得・目的外利用防止・インプット保持と消去・第三者提供管理等を“要求事項として仕様書／契約書に盛り込む”構造が取られている。[16]
- **層B（事業者の個別仕様・利用規約）**：一部事業者は、入出力データの学習利用方針、提供形態（国内データセンター、API形態等）、安全機能（ガード）を公表しているが、全社・全モデルで網羅的ではない。[17]

以下では、企業知財実務で特に負荷の大きい「入出力データの学習利用」と「ライセンス条件」について、一次情報で確認できる範囲を明示する。

- 入出力データの学習利用：例として、ソフトバンクのSarashina APIはFAQで「入出力データをモデル学習に利用しない」と明記している。[18] またPLaMoについては、同社（PFN）のヘルプセンターで

「PLaMo APIサブスクリプションの入出力データはモデル学習に使われない」一方、「無償のPLaMo Chatは学習・改善目的で利用する場合がある」と区別している。 [19]
- ライセンス条件：Llama系派生モデルについては、基盤モデル側のライセンス（Llama 3.1 Community License）とAcceptable Use Policyが適用され得るため、企業側のライセンス・コンプライアンス（再配布、表示、利用制限、追加商用条件等）の確認が不可欠になる。 [20]
- 学習データの権利配慮：tsuzumi 2について、NTTの資料では「学習データのコントロールにより権利保護」「新聞等のデータを学習データから自主的に削除」といった方針が示されている。 [21]

法制度・ガイドライン・判例の文脈

本節は「企業の知財活動に直結する論点」を、(著作権) (個人情報) (特許) (AIガバナンス) (海外判例)の順に整理する。

著作権法と行政解釈の位置づけ

文化庁 [22] は「AIと著作権について」のページで、著作権法第30条の4等（柔軟な権利制限規定）に関する基本的考え方と、2024年3月に取りまとめた「AIと著作権に関する考え方について」および関連文書（チェックリスト＆ガイダンス等）を整理・周知している。 [23]　これは、生成AIと著作権の関係で「判例・裁判例の蓄積がない」という現状を踏まえ、現行法の適用関係を整理し周知する目的であると明記されている。 [23]

企業知財実務にとって重要なのは、著作権リスクが「学習段階」と「生成・利用段階」で構造的に異なる点を、行政側が繰り返し強調していることである。 [24]　とくに生成物側の紛争リスクは、（少なくとも従来の枠組みでは）**既存著作物との類似性・依拠性**といった事実認定へ寄りやすい。 [25]

この背景と対比すると、ガバメントAI公募が「学習用データに関する法令遵守の説明可能性」を条件に置いたことは、企業がLLMを調達・利用する際にも、**学習データの適法性・権利処理の説明可能性**を“性能と同列の調達要件”として扱う方向を後押しする。 [26]

個人情報保護法とプロンプト／ログの扱い

個人情報保護委員会 [27] は個人情報保護法ガイドライン（通則編）を公開し、適用対象・定義・外国にある第三者提供（法28条）・第三者提供の記録（法29条）等の規律も含めて体系的に示している。 [28]　またe-Gov個人情報保護（行政機関等向け説明ページ）では、行政機関等における個人情報保護法の目的や、保有の制限、安全管理措置、利用・提供の制限、開示・訂正・利用停止請求制度などの骨格が説明されている。 [29]

政府の生成AI利活用ガイドラインでは、個人情報を含むプロンプトを入力する場合、入力可否の確認や、事業者が当該個人情報を機械学習に利用しないこと等の確認が求められ得る旨が明示されている。 [30]　さらに、プロンプト・出力結果等の利用ログが取得できる場合はサンプルチェック等により目的外利用防止や不適切生成の検知を行うといった、監査・説明責任を前提にした運用例も示されている。 [31]

企業の知財活動では、個人情報は「発明者情報」「共同研究の担当者情報」「顧客・従業員データ」「契約相手方の担当者情報」など、プロンプトや添付資料に混入しやすい。したがって、**“個人情報が入っても学習・保存されない設計”を前提としたベンダー選定**と、**ログ・監査設計（誰が何を入れたか）**が、知財活動の生成AI活用をスケールさせる条件になりやすい。 [32]

特許制度の実務文脈

特許庁 [33] は「AI関連技術に関する特許審査の事例」を継続的に整備しており、2024年3月に進歩性・記載要件・発明該当性に関する事例の追加等を行ったと説明している。 [34]　これは「AIそのものの特許実務」を扱う資料だが、企業が生成AIを知財業務に組み込む場合にも、**記載要件（実施可能要件／サポート）や発明該**

当性の判断枠組みに沿った“根拠・設計意図の文書化”が重要になる点で、実務上の参照軸として機能する。[35]

AI関連ガイドラインと説明責任

経済産業省[36]は総務省[37]と共同で「AI事業者ガイドライン（第1.0版）」を取りまとめ、既存ガイドラインを統合・アップデートした旨を公表している。[38] また、情報処理推進機構[39]のページでは、AI事業者ガイドラインを“Living Document”として更新検討する旨と、最終更新日（2026年2月27日）が示されている。[40]

政府の生成AI調達・利活用ガイドラインは、開発者・提供者・企画者の対応事項を「調達仕様書・契約書に盛り込む」ことを前提に作られており、ログ、データ取扱い、ベンダーロックイン回避、個人情報・プライバシー・知的財産等を含む評価チェックの枠組みを提示している。[41]
このためガバメントAI公募結果は、民間企業にとって「行政調達で要求される説明責任」が、民間の監査・ガバナンス要求（取締役会報告、内部監査、顧客監査、サイバー保険条件）へ転用され得ることを意味する。[42]

海外判例の示唆

米国では、Thomson Reuters（Westlaw）とRoss Intelligenceの紛争で、AI学習と著作権（fair use）に関する重要判断として報道されている。Reutersは「Westlawの編集素材は著作権保護され、Rossの利用はfair useに当たらない」とする判断が示された旨を報道している。[43] AP通信も同趣旨で、AI訓練における著作権紛争の流れの中で同事件を位置づけている。[44]

日本では文化庁が「判例・裁判例の蓄積がない」ことを前提に解釈整理を行っているため、短期的には行政解釈・ガイドライン依存の実務が続く。他方、海外の判断が「学習データの権利処理」と「競合製品性（市場代替）」を争点化している点は、日本企業のM&A・デューデリジェンスや保険設計（訴訟リスク評価）に波及しやすい。[45]

企業知財活動への影響分析

本節は、知財活動の主要局面ごとに、ポジティブ影響とリスク（法務・運用・技術）を分けて示す。なお、ガバメントAI公募結果単体では契約条件の多くが未記載であるため、リスク分析は（楽観／中立／悲観）の仮定を併記する。[4]

特許出願と周辺業務

行政用途で想定される「チャット」または「業務特化AIアプリへの組込み」という前提は、企業の特許実務でも、(1)文章生成（明細書ドラフト、要約、拒絶理由対応案）と、(2)RAG等で社内文書・先行技術を参照する“特化アプリ”の二本立てに対応しやすい。[46]

- ポジティブ影響：
  国産LLMの選定が「学習データ法令遵守の説明可能性」「安全性の説明」「ガバメントクラウドでの運用」を条件にしているため、企業も同様の軸でモデル／ベンダーを選びやすくなる（特許ドラフト時の情報流出リスクを抑えた構成を採りやすい）。[47]
  また、特許庁がAI関連技術の審査事例を更新していることは、AI実装型発明の出願実務が成熟し続けていることを示し、生成AIを用いた開発・文書化の需要を後押しする。[34]

- リスク：
  (中立)　入出力が保存されないとしても、プロンプトに未公開発明の核心が入れば、ログや運用ミスで

漏洩し得るため、ログ取得・監査設計が不可欠。 [48]
(悲観)　入力が保存・学習される場合、新規性喪失（公開の問題）以前に、競争上の秘匿性を失い、後続他社の出願・先使用などに不利となる可能性がある（この点を政府ガイドラインも「機密性2情報が保存・学習される場合はリスクが高い」と整理している）。 [49]

発明者帰属と説明責任

ガバメントAIのガイドライン群は、プロンプト・出力結果等の利用ログを用いたサンプルチェックや目的外利用防止の検証を例示しており、説明責任を“運用上の要件”として扱う。 [50] これは企業でも、発明者認定や研究ノートの証拠化において「誰が、どの情報に基づき、どの判断をしたか」を残す方向と整合する。

- ポジティブ影響：
  ログ・証跡を前提に生成AIを設計することで、発明提案〜出願までの意思決定過程を再現可能にし、共同研究や職務発明規程運用（社内補償）における紛争コストを下げ得る。 [51]

- リスク：
  (楽観でも)　「ログを残す」こと自体が個人情報・秘密情報の追加蓄積になり得るため、保持期間・アクセス制御・消去設計が未整備だと、後日に漏洩インシデントの“攻撃面”が増える。 [52]

著作物生成・帰属とライセンス

文化庁は、AIと著作権に関する考え方、チェックリスト＆ガイダンス等を公表し、著作権法第30条の4等の位置づけも含めて整理している。 [23]　　企業の知財活動では、契約書・出願書類・技術資料・マーケ資料など「著作権が絡む文章」を生成AIが扱う場面が多い。

- ポジティブ影響：
  行政調達で「学習データ法令遵守の説明可能性」を要求することは、企業でも“著作権原資（学習データ）に関する説明可能性”を調達条件に入れる正当性を強める。 [26]
  tsuzumi　2の資料に見られるように、学習データをコントロールして権利者保護を意識する開発姿勢は、企業のレピュテーション／訴訟リスク低減と親和的である。 [21]

- リスク：
  (中立)　生成物が既存著作物に類似し、依拠性が推認される場合の侵害リスクは残る（文化庁資料は生成段階の枠組みを周知している）。 [53]
  (ライセンス) Llama系派生モデルは、Llama 3.1 Community LicenseとAcceptable Use Policyを遵守する必要があり、企業の利用形態（再配布、組込み、ユーザー規模等）次第では追加商用条件が問題になり得る。 [20]
  (契約)　利用規約で「出力の類似性」や責任限定が置かれる場合、生成物の権利帰属・第三者クレーム対応（補償）の設計が別途必要になる（例としてPLaMo翻訳の利用規約は「インプット／アウトプット」「所有権限」「類似性」等の条項立てを示している）。 [54]

営業秘密管理とナレッジ活用

政府ガイドラインは、クラウドサービス型生成AI（不特定多数に提供され、定型条項への同意のみで利用可能な形態）を業務で利活用する場合、原則として要機密情報を取り扱わないといったルールを例示している。 [30] また、機密性2情報や個人情報が「保存または学習される」場合を高リスクと位置づけている。 [49]

- ポジティブ影響：
  国産LLMの試用が進み、「ガバメントクラウドで動作」「機密性2情報を取り扱える」ことが社会的に可視化されると、企業でも“閉域／専有環境”でのRAG・特化アプリ開発が進み、営業秘密（設計ノウ

ハウ、試験データ、顧客提案書等）を外部流出させずに活用するアーキテクチャが普及しやすい。[55]

- リスク：
  (悲観)　「運用は国産LLMでも、周辺のログ基盤・監視・チケットシステム・外部連携ツールに秘密情報が流れる」リスクが残るため、技術面（DLP、分離、監査）と運用面（教育・承認）の両輪が必要。[48]
  (中立) “学習に利用しない”だけでは、秘密保持（第三者開示禁止）と同値ではないという点は、企業がベンダー契約で誤解しやすい（政府ガイドラインも、要機密情報を扱う場合の許可・ポリシー適合を求める）。[30]

ライセンス交渉・デューデリジェンス・M&A

公募の評価軸に「学習データ法令遵守の説明可能性」「安全性」「ガバメントクラウド運用」「評価結果公表同意」が含まれることは、企業がLLMを導入・買収・提携する際のデューデリジェンス項目を“半ば標準化”する効果を持つ。[56]　さらに、tsuzumi 2資料のように「学習データのコントロール」や「削除」といった権利対応が開発側の差別化になり得る。[21]

- ポジティブ影響：
  M&Aや資本業務提携では、(1)学習データの権利・取得経路、(2)モデル／データのライセンス、(3)安全性評価、(4)ログ・監査・インシデント対応が重要論点になるが、政府調達での要求事項は買い手側の要求水準（表明保証、開示事項）を上げる根拠になる。[42]

- リスク：
  海外では学習データの権利処理・市場代替性が訴訟で強く争われており、日本企業が海外展開する場合や海外データを扱う場合、係争リスクを織り込んだ価格調整（表明保証保険、特別補償条項）を要する可能性が高い。[57]

コンプライアンス・リスク管理・保険／賠償責任

AI事業者ガイドラインは、役割（開発者・提供者・利用者）を分けて対策を促す統一的枠組みとして整備され、Living Documentとして更新される。[58]　政府の生成AIガイドラインも、ログ・目的外利用防止・データ取扱い・説明責任を前提にチェックリスト化している。[59]

- ポジティブ影響：
  “ログ・監査・説明責任ありき”で生成AIを組み込む文化が定着すると、保険（サイバー、E&O、PL、知財侵害）で要求される統制（アクセス管理、可観測性、ベンダー管理）と整合し、保険付保・更新交渉を進めやすくなる。[60]

- リスク：
  生成AIサービス側の利用規約が、責任否認・類似性・補償の限定を含む場合、企業側が第三者クレームを自己負担しやすい。PLaMo翻訳の利用規約は、利用者責任や権利帰属の一般条項を置く構成を示しており、企業は「誰が責任を負うか」を契約で上書きできるか検討が必要になる。[54]

実務上の推奨対応

ここでは、ガバメントAI公募の要求事項（説明可能性、運用要件、評価・公表同意）と、政府ガイドラインが示すログ・データ管理を“企業の知財活動”に落とし込んだ実装案を提示する。[61]

契約条項テンプレート例

下表は、知財・法務がLLM提供者／SIerと交渉する際に、最低限押さえる条項セット（例文）である。公募で未記載の部分（ログ、保管、学習利用、補償）が最も紛争化しやすいため、ここを“仕様・監査可能な義務”として書く。[62]

論点	例条文（たたき台）	ねらい（知財視点）
インプット／アウトプットの目的外利用禁止	「提供者は、インプット／アウトプットおよび関連ログを、本契約で定義する提供目的以外に利用しない。」	発明・契約・研究情報の二次利用防止
学習利用の禁止（オプトアウトではなく義務化）	「提供者は、当社データ（インプット、RAGコーパス、出力、ログ）を、モデルの学習・微調整・評価データセット化・品質改善（統計目的を含む）に一切利用しない。」	“学習に利用しない＝秘密保持ではない”問題の遮断
保管期間と消去	「保持期間はX日を上限とし、期間満了または契約終了時に復元不能な方法で消去する。消去証明書を発行する。」	秘密・個人情報の“残り続けるリスク”を削る
ログの取得・提供・監査	「利用ログ（日時、利用者ID、モデルID、主要メタデータ）を当社が取得・保管できる。必要に応じプロンプト／出力のサンプル監査を可能とする。」	発明者認定、説明責任、内部監査、訴訟対応の証跡[51]
データ所在地／越境移転管理	「データ処理・保管場所（国／リージョン）を特定し、変更時は事前通知・同意を要する。」	越境規制・調査権限リスクの可視化[52]
サブプロセッサ管理	「下請・クラウド事業者を列挙し、追加・変更は事前承認。委託先にも同等義務を課す。」	連鎖漏洩の抑止
知財侵害クレーム対応（補償）	「トレーニングデータ／提供物に起因する第三者知財侵害の申立てについて、提供者は防御・補償する。」	“訴訟費用の穴”を埋める（保険設計にも直結）[57]
OSS／モデルライセンス適合保証	「提供者は、基盤モデルのライセンス条件（表示、再配布制限、AUP等）を開示し、適合を保証する。」	Llama等の条件違反リスクの遮断[20]
重大インシデントの通知・協力	「漏洩・不正アクセス・誤出力等の重大事故はX時間以内に通知し、原因究明・再発防止に協力する。」	早期封じ込め／影響範囲特定（出願差替え等）

社内ガバナンス設計

政府ガイドラインが示す「目的外利用防止」「プロンプト・出力のログ監査」「要機密情報を扱う場合の制約」を、企業では“知財ユースケース別ルール”に翻訳するのが有効である。[63]

- **用途別ポリシー**（例）：
  特許出願ドラフト、共同研究資料レビュー、契約レビュー、営業秘密を含む研究ノート要約、というように“知財ユースケース”で類型化し、(1)入力禁止情報、(2)利用可能なモデル／環境、(3)レビュー義務、(4)ログ必須項目を定義する。[64]
- **生成物の取り扱い**：
  生成結果は“事実”ではなく、社内規程上「参考情報（ドラフト）」に位置づけ、提出物（出願書類・

契約書・対外公表物）に反映する場合は、専門家レビュー（弁理士・法務・技術責任者）を必須化する。 [65]

技術的対策と出力追跡

ガバメントAIが「ガバメントクラウド上の推論環境」「機密性2情報を扱える」運用要件を前提にしていることは、企業でも“閉域・専有化”を基本線にする合理性を強める。 [66]

実装の要点は次の3点である。

- **データ分離**：RAGコーパス（契約・発明・顧客情報）を部署／案件単位で分離し、インデックス単位でアクセス制御。ログも同じ境界で分離し、後日の証拠提出に耐えるようにする。 [51]
- **モデル検証**：安全性・バイアス等は公募でも評価対象であるため、自社でも“知財領域のレッドチーム”（守秘情報を引き出すプロンプト、誤引用、類似生成）を定期実施し、モデル更新時に回帰テストする。 [61]
- **出力追跡（証拠性）**：少なくとも、(a)プロンプトID、(b)参照文書ID（RAG）、(c)出力ハッシュ、(d)生成時刻、(e)モデルID／バージョンをメタデータとして保持し、出願や契約の“どの文がAI由来か”を再現できるようにする（政府ガイドラインのログ監査思想を企業用に具体化）。 [51]

監査・教育・知財戦略の変更案

- **監査**：AI事業者ガイドラインがLiving Documentで更新される前提のため、年1回の“規程改訂”ではなく、四半期単位で「規約変更・モデル更新・インシデント」を点検する運用が望ましい。 [67]
- **教育**：文化庁がチェックリスト＆ガイダンスを提供しているため、法務・知財・研究・広報で共通教材として組み込みやすい。 [23]
- **知財戦略**：生成AIを使うほど「出願前の情報管理」がボトルネック化するため、(1)早期出願（先手の仮出願的運用）、(2)発明届の粒度見直し、(3)共同研究契約でのAI利用条項（入力データの範囲、成果帰属、ログ開示）を標準化する方向が合理的である。 [68]

シナリオ分析と不確実性

不確実性要因

ガバメントAI公募結果は、モデル選定までは公開されたが、企業が最も気にする“運用と契約の詳細”は未記載であるため、不確実性は主に次に集約される。 [4]

- **入力・ログの保持／学習利用**（保存されるのか、誰が保持するのか、第三者提供はあるか）。 [69]
- **評価結果の公表範囲**（何が公開され、何が非公開か。公開が企業利用の選定・監査にどう効くか）。 [56]
- **ライセンスの断片化**（Llama等のコミュニティライセンス、商用API規約、閉域提供契約が混在）。 [70]
- **国内外の訴訟・規制動向**（海外判例が訓練データの権利処理を厳格化する方向に触れた場合、国内実務も引きずられる）。 [71]

影響予測と推奨優先順位

期間	影響の見立て	推奨優先順位（高→低）
短期	政府の“説明可能性・監査性”要件が民間調達にも転用され、知財・法務がベンダー選定に深く関与するモデルが増加。[56]	①入力・ログ・学習利用を契約で固定　②知財ユースケース別ポリシー　③監査ログ設計[48]
中期	国産LLMの性能向上と提供形態の多様化（API、専有、オンプレ等）で、知財活動の自動化（調査・起案・翻訳）が本格化。ただし規約差が拡大し、運用が複雑化。[72]	①ライセンス／規約コンプラ体制　②モデル更新・回帰テスト　③M&A/DDの標準チェック[73]
長期	海外判例・契約実務の蓄積により、学習データの権利処理・補償の市場慣行が変化。保険・監査が“証拠性”を要求し、ログ／RAG出典管理が必須インフラ化。[74]	①補償・保険・責任分界の再設計　②データ資産（社内コーパス）の整備　③リスクベースでの専有化投資[75]

簡易タイムライン

```
timeline
  title 企業知財活動における生成AI活用：ガバメントAI公募結果を起点とする実装ロードマップ（例）
  2026 H1 : 選定結果を基準化（調達要件・DD項目に反映） / 規程整備（知財ユースケース別）
  2026 H2 : 実証導入（閉域/RAG） / ログ・証拠性の実装 / 主要ベンダー契約のテンプレ化
  2027-2028 : モデル更新運用の定着（回帰テスト/レッドチーム） / 知財文書生成の本格展開
  2029-2031 : 訴訟・規制に適応（補償/保険/監査） / データ資産戦略（社内コーパス整備・統制）
```

参考資料一覧

主要一次資料（政府・選定事業者）と、実務上の重要文献を中心に列挙する。

- デジタル庁「ガバメントAIで試用する国内大規模言語モデル（LLM）の公募結果」（2026年3月6日）[2]
- デジタル庁「ガバメントAIで試用する国内大規模言語モデル（LLM）の公募について」（2025年12月2日）[76]
- デジタル庁「今後のガバメントAI（源内）の展開」（資料）[77]
- デジタル庁「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン」（2025年5月27日）[16]
- ソフトバンク Sarashina API（入出力データの学習利用方針を含む）[18]
- PFN（PLaMo）「入出力データの学習への利用について」（PLaMo APIヘルプセンター）[19]
- PFN（PLaMo）「PLaMo 2.0 Prime リリース」（技術ブログ）[78]
- PLaMo翻訳 利用規約（インプット／アウトプット、権利、類似性など）[54]
- ELYZA「Llama 3.1ベースの日本語モデル（Llama-3.1-ELYZA-JP-70B）を開発」（プレスリリース）[79]
- NTT「tsuzumi 2」関連資料（学習データのコントロールと権利保護の言及）[80]
- Meta “Llama 3.1” ライセンス／AUP（Community License Agreement、Acceptable Use Policy）[20]
- 文化庁「AIと著作権について」および関連文書リンク集[23]
- 個人情報保護委員会「個人情報保護法ガイドライン（通則編）」[28]

- e-Gov個人情報保護（行政機関等における個人情報保護法の概要） 29
- 特許庁「AI関連技術に関する特許審査の事例について」（令和6年3月更新） 34
- 経産省「AI事業者ガイドライン（第1.0版）を取りまとめました」（2024年4月19日） 38
- IPA「AI事業者ガイドライン検討会」（Living Documentとして更新、最終更新日表示） 40
- Thomson Reuters v. Ross Intelligence（訓練データと著作権・fair useに関する主要判断としての報道） 57

---

1 3 15 77 https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/information/field_ref_resources/2d69c287-2897-46d8-a28f-ea5a1fc9bce9/86f43a74/20260306_policies_ai_gennai_mass_deployment.pdf
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/information/field_ref_resources/2d69c287-2897-46d8-a28f-ea5a1fc9bce9/86f43a74/20260306_policies_ai_gennai_mass_deployment.pdf

2 4 6 8 10 13 26 37 42 46 47 55 56 61 62 66 https://www.digital.go.jp/news/10d55c63-b3e1-42b9-9cc5-93a06943ae0e
https://www.digital.go.jp/news/10d55c63-b3e1-42b9-9cc5-93a06943ae0e

5 7 9 12 16 30 31 32 33 39 41 48 49 50 51 52 59 60 63 64 65 68 69 75 https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/80419aea/20250527_resources_standard_guidelines_guideline_01.pdf
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/80419aea/20250527_resources_standard_guidelines_guideline_01.pdf

11 23 24 45 53 https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/aiandcopyright.html
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/aiandcopyright.html

14 43 57 71 74 https://www.reuters.com/legal/thomson-reuters-wins-ai-copyright-fair-use-ruling-against-one-time-competitor-2025-02-11/
https://www.reuters.com/legal/thomson-reuters-wins-ai-copyright-fair-use-ruling-against-one-time-competitor-2025-02-11/

17 18 https://www.softbank.jp/biz/services/ai/sarashina-api/
https://www.softbank.jp/biz/services/ai/sarashina-api/

19 https://support.plamo.preferredai.jp/hc/ja/articles/40598046129177-%E5%85%A5%E5%87%BA%E5%8A%9B%E3%83%87%E3%83%BC%E3%82%BF%E3%81%AE%E5%AD%A6%E7%BF%92%E
https://support.plamo.preferredai.jp/hc/ja/articles/40598046129177-%E5%85%A5%E5%87%BA%E5%8A%9B%E3%83%87%E3%83%BC%E3%82%BF%E3%81%AE%E5%AD%A6%E7%BF%92%E3%81%B8%E3%81%AE%

20 27 70 73 https://www.llama.com/llama3_1/license/
https://www.llama.com/llama3_1/license/

21 80 https://group.ntt/jp/newsrelease/2025/10/20/pdf/251020aa.pdf
https://group.ntt/jp/newsrelease/2025/10/20/pdf/251020aa.pdf

22 44 https://apnews.com/article/4a127c5b7e8bb76c84499fe12ad643c8
https://apnews.com/article/4a127c5b7e8bb76c84499fe12ad643c8

25 https://www.asahi.com/articles/ASS5Q2VWNS5QUCVL01NM.html
https://www.asahi.com/articles/ASS5Q2VWNS5QUCVL01NM.html

28 https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_tsusoku/
https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_tsusoku/

29 https://personal-info.e-gov.go.jp/contents/about-personal-info
https://personal-info.e-gov.go.jp/contents/about-personal-info

34 35 36 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei.html
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei.html

38 58 https://www.meti.go.jp/press/2024/04/20240419004/20240419004.html
https://www.meti.go.jp/press/2024/04/20240419004/20240419004.html

40 67 https://www.ipa.go.jp/disc/committee/expert-group-on-aigfb.html
https://www.ipa.go.jp/disc/committee/expert-group-on-aigfb.html

54 https://translate.preferredai.jp/terms/
https://translate.preferredai.jp/terms/

72 78 https://tech.preferred.jp/ja/blog/plamo-2-prime-release/
https://tech.preferred.jp/ja/blog/plamo-2-prime-release/

76 https://www.digital.go.jp/news/1b093bba-a4c8-4001-8a92-ff3667a69198
https://www.digital.go.jp/news/1b093bba-a4c8-4001-8a92-ff3667a69198

79 https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000052.000047565.html
https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000052.000047565.html